

日経 CNBC 「イノベの鍵（イノ・キー）会員」会則

第1条 名称

番組企画「イノベの鍵」に関して株式会社日経 CNBC（以下、日経 CNBC）が運営する会員組織の名称を「イノベの鍵（イノ・キー）会員」（以下、イノ・キー会員）と称する。

第2条 組織と目的

イノ・キー会員は、日経 CNBC が主催運営し、スタートアップ・エコシステムを作り上げている企業や団体が情報交換・発信できる機会を提供することを目的とし、法人、組織、団体および個人等から構成される組織とする。以下、主催者を除くイノ・キー会員の構成員を「会員」という。

第3条 会員

1. イノ・キー会員の目的に賛同する企業、組織ないし個人は、本会則に同意したうえで、日経 CNBC に会員登録の申し込みをし、主催者に承認されることによって会員資格を得る。会費は有料および無料とし、有料会員は月3万円（消費税を除く）、企業ないし組織のみが入会可能とする。ただし、有料会員のうち日経 CNBC のデジタル配信サービスである日経 CNBC online の法人契約企業の会費は月1万円（消費税を除く）とする。主催者は当該入会申込者の入会を承認しない場合、その不承認の理由について開示しないものとする。
2. 毎年の活動内容については主催者が発行する活動報告書で別途定める。
3. 会員資格の有効期間は会員登録日から退会までとする。
4. 会費は月払いとし、有料会員は、主催者が定める期日までに、所定の会費を主催者が指定する口座に納付する。なお、有料会員は月の途中に入会する場合も月会費全額を支払うものとする。

第4条 活動

会員は日経 CNBC が提供する次の活動またはサービスを利用することができる。具体的な活動内容は主催者が企画・決定する。

無料会員	有料会員
(1) 会員向けメールマガジン「イノ・キー通信」を月数本配信（公式 SNS で对外情報発信も実施） (2) 「イノベの鍵」番組サイトへの会員企業・組織名の掲載（掲載の方法は主催者が決定） (3) 会員向けメールマガジン「イノ・キー通信」への情報掲載（企業・組織単位、掲載前に要審査）	左記（1）～（3）に加え、 (4) 「イノベの鍵」番組サイトへの会員企業・組織ロゴと事業紹介の掲載（掲載の方法は主催者が決定） (5) 会員向けメールマガジン「イノ・キー通信」への情報掲載の回数を無料会員よりプラス（企業・組織単位、掲載前に要審査） (6) 日経 CNBC が別途運営する「日経 CNBC メールマガ」への情報掲載（企業・組織単位、掲載日に要審査） (7) 日経 CNBC online 法人視聴権（5ID）の提供

第5条 退会等

1. 会員は、日経 CNBC に対し退会を申し出る方法で、イノ・キー会員を退会することができる。退会日は日経 CNBC が退会確認のメールを送信した日とする。なお、退会日が月の途中の場合であっても、有料会員はその月の会費全額を支払うものとし、主催者は、受領済みの月会費を返還しないものとする。
2. 主催者が合理的理由に基づき会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、主催者は直ちに当該会員を退会させることができるものとする。
 - (1) 本会則に違反した場合
 - (2) 重大な財務状況の悪化が認められ、またはそれに相当する事情が生じたとき
 - (3) 会員または会員の役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) あらかじめ届け出た情報の全部もしくは一部が真実と異なることが判明したときまたは表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
 - (5) 主催者または他の会員の名誉および信用を毀損する行為が認められたとき、ならびに、このおそれがあるとき
 - (6) その他、イノ・キー会員の実施・運営にあたって重大な支障が生じると認められるとき
3. 会員として保有する一切の権利は、退会と同時に失効および消滅するものとし、会員活動の参加、会員サービス・会員特典の利用はできなくなるものとする。
4. 主催者は、あらかじめ会員に通知することをもって、イノ・キー会員を終了することができるものとする。イノ・キー会員の終了により会員に損害等が発生しても、主催者は当該損害等に関し一切その責任を負わないものとする。

第6条 内部情報の無断流出の禁止

主催者および会員は、イノ・キー会員を通じて知りえた他の会員の技術上または営業上の情報を含む一切の秘密情報を秘密として管理し、当該会員に無断で外部に持ち出し、第三者に漏えいしてはならない。

第7条 個人情報の取り扱い

1. 主催者は、会員から取得した会員の従業員等の個人情報をそれぞれ次の目的で利用する。個人情報の管理責任者は、日経 CNBC とする。
 - (1) 会員の入退会に係る事務手続
 - (2) セミナー参加費の請求
 - (3) イノ・キー会員の活動に関する案内、連絡および問い合わせ対応
 - (4) アンケートおよび統計等の調査
 - (5) イノ・キー会員に関する商品、サービスおよびイベント等の案内
2. 個人情報に関する質問、請求および苦情は、入会案内書または活動案内書記載の窓口で対応するものとする。

第8条 免責および損害賠償

1. 主催者である日経 CNBC は、イノ・キー会員の運営に関して、当該主催者の責めに帰すべき事由に

より会員に損害を与えた場合であっても、当該主催者に故意または重大な過失がある場合を除いて、その賠償責任は、会員が支払った過去12か月分の会費総額を上限とする。

2. 主催者である日経CNBCが責任を負う場合であっても、会員の事業機会の損失、逸失利益等の損害は、賠償の対象外とする。

第9条 反社会勢力の排除

主催者および会員は、自らが反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）でないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗り、不当行為等をなさないこと、自らの代表者、役員または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。主催者及び会員は、相手方に当該表明・保証に対する違反を発見した場合、催告なしに退会または退会させることができ、その結果、相手方に損害が生じても一切の損害を賠償しない。

第10条 譲渡禁止

会員は、イノ・キー会員としての地位およびこれに基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させることはできない。

第11条 裁判管轄

主催者および会員間におけるイノ・キー会員に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 会則の改正

1. 主催者は、会員の一般の利益に適合する場合の他、会員がイノ・キー会員に参加した目的に反せず、変更の必要性および変更内容の相当性など諸般の事情に照らして、本会則の変更が合理的なものである場合には、会員の承諾を得ることなく本会則の内容を変更することができる。
2. 主催者は、本会則を変更する場合、会員に対し変更後の内容および効力発生日をホームページに掲載する方法により周知する。

2025年4月8日制定